

令和7年度

第8回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和7年11月20日(木)

令和7年度第8回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年11月20日（木）10：00～10：45

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

<u>農業委員</u>	会長 松木会長	1番 高橋委員	2番 上原委員
	3番 猪俣委員	5番 荒川委員（欠席）	6番 荻野（信）委員
	7番 加藤委員	8番 高橋委員	9番 小宮委員
	10番 松井委員	11番 荻野（武）委員	12番 中戸川委員（欠席）
	13番 横山委員	14番 笹尾委員（欠席）	

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第4号 生産緑地地区の取得あっせんについて

議事

- 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第51号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 議案第52号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第53号 新規就農者に対する農家資格の認定について
- 議案第54号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、14件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、3件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、8件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 生産緑地地区の取得あっせんについて

事務局 議案書のとおり、生産緑地地区の取得あっせんがあつたので、希望者を募る。

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 農地法第3条の規定による許可申請2件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市立金目小学校五領ヶ台分校から北西に約340mから570mに位置

農振農用地及び農振白地

【経営地】

経営面積 16,042.00m²

畑・・・約1町6反

取得後経営面積 19,582.00m²

【農業従事者内訳】

代表取締役 (50代) 一

取締役 (60代) 農業専従

取締役 (60代) 農業専従

構成員 (30代) 農業専従

構成員 (30代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機2

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況については地元委員に、譲受人の営農状況については事務局に意見を求める。

地元委員 申請地は適正に管理されているので問題はない。

事務局 譲受人は大磯町内で農業を営んでおり、全部効率利用要件を満たしていること及び農地所有適格法人であることを、大磯町農業委員会事務局に確認した旨を報告。

議長 地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果 異議なしで議決される。⇒許可

(2番案件)

事務局

2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市立金目小学校から南に約180mに位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 3,300.00m²

田・・・約2反

畑・・・約1反3畝

取得後経営面積 4,072.00m²

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

【主要農機具】

耕うん機1、田植機1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地、経営地ともに適正に管理され、営農されているので問題はない。

議長

地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 農地法第5条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

看板設置用地、資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

社会福祉法人中原福祉会中原保育園から西に約20mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

豊田市民窓口センターから300m以内(230m)。

東側は農地、南側、西側及び北側は水路。

【利用計画】

出入口は既存の西側道路からの計画。

水路との境界はCB1段積みを新設、東側農地との境界は既存土留め。

雨水は自然浸透処理。

水利土木組合及び隣接農地の同意済。

【申請理由】

譲受人は不動産業・建設業を営んでおり、申請地は主要道路に面していて視認性が高いことから、屋外広告物の設置に適した立地である。また、協力会社から近接しているため、借用資材の資材置場としても利便性が高い。屋外広告物の認識性の高さに加え、前面道路からのアクセスや作業動線上の効率性にも優れていることから、当該申請地は屋外広告物設置用地及び資材置場として最適であり、転用申請するもの。

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について地元委員に意見を求める。

事務局 申請地は、屋外広告物の設置用地及び不足している資材置場として転用するもの。東側農地の境界には既存の土留めがあり、西側、南側及び北側に水路があるが、新たにコンクリートブロックを設置して被害防除を行う計画であることから、転用にあたって問題ないとの意見が、地元委員よりあった旨を報告。

議長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結果 異議なしで議決される。⇒許可相当(意見を付して県知事へ進達)

議案第51号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、2件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番から2番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委員 異議なし。

議長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から2番案件)

議長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、柿が栽培されている。適正に管理されていることを確認したため、問題はない旨を報告。

地元委員 2番案件について、水田は正しく管理され、畑では大根が栽培されているなど、全体として適正に管理されていることを確認したため、問題はない旨を報告。

議長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結果 1番案件から2番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第52号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議長 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、1件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議長 事務局に説明を求める。

事務局 1番案件について、申請地は全て適正に管理されているため、問題ないとの意見が、地元委員よりあった旨を報告。

議長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、確認書を発行することに決議する。

結果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 確認書発行

議案第53号 新規就農者に対する農家資格の認定について

議長 新規就農者に対する農家資格の認定、1件について、事務局より説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、新規就農者について説明。

議長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議長 地元委員に意見を求める。

地元委員 作付け予定の作物はあじさい、露地野菜等であり、販売先はあさつゆ広場を予定している。今後は、1人を雇用し2人態勢で営むことも検討している。意欲もあることから、問題はない旨を報告。

議長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問があるか問う。

議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

異議なしと認め、申請者の農家資格を認定することに決議する。

結果 異議なしで議決される。⇒ 農家資格認定 ⇒ 認定証発行

議案第54号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議長 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計4件について、事務局に説明を求める。
- 事務局 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結果 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(10時45分 閉会)

以上の会議の顛末を記載し、確認したため署名いたします。